

SMILE

★スマイル

～今月も笑顔(スマイル)でスタート!～



4月号 Vol.132

今月の SMILE

4月5日は清明節です

まいど おおきに!

米国およびイスラエルによるイランへの先制攻撃が2026年2月28日に行われてから、1か月以上が経過しました。ホルムズ海峡の閉鎖といった事態の可能性も指摘される中、原油価格は上昇傾向にあります。中国はイラン産原油の主要な輸入国の一つとされ、一定のディスカウントを受けながら継続的に調達しているとの見方もありますが、今後のエネルギー価格の動向次第では、中国国内の物価への影響も懸念されます。実際、足元では中国国内のガソリン価格が1リットル当たり9円を超えたとの報道も見られます。

こうした外部環境の変化に加え、足元では制度面においても留意すべき動きが見られます。最近、上海では外国人就業許可(いわゆる就業証)の給与基準が引き上げられたとの情報が一部で指摘されています。

外国人が中国に駐在するためには居留許可(いわゆるビザ)が必要となりますが、その取得に先立ち、まず外国人工作許可証(以下「許可証」といいます)を取得する必要があります。この許可証の制度は中国全土で共通しており、人材区分としてA類(ハイエンド人材)およびB類(専門人材)が設けられています。

給与要件については、地域の平均給与に一定の倍率を乗じた水準が一つの目安とされており、一般的にはA類で平均給与の6倍以上、B類で4倍以上とされています。この考え方を上海市に当てはめると、2025年に公表された平均給与12,434円を前提に、単純計算では月額給与はA類で74,604円以上、B類で49,736円以上が一つの目安となります。

これらの水準はもともと高い水準にありますが、足元の円安の影響も踏まえると、日本企業にとっては駐在員派遣に係るコスト負担が一層高まる可能性があります。

さらに、年齢要件についても留意が必要です。中国の外国人就業許可制度では、原則として年齢制限が設けられており、男性は60歳まで、女性は55歳までとされています。この基準は中国人にも適用されるものであり制度上は一般的なものですが、上海市においては運用がより厳格化しているとの指摘も見られます。

特に日系企業においては、60歳を超える駐在員が重要な役割を担っているケースも少なくありません。そのため、本社および本人双方にとって、今後の就業許可証の取得・更新は重要な検討事項となる可能性があります。現在の日中関係や国際情勢を踏まえると、こうした経験豊富な人材は企業活動における橋渡し役としての意義も大きいと考えられ、引き続き中国においてその活躍の機会が維持されることが望まれます。

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!

中国経済情報

CPIとPPT

国家統計局が3月10日による発表したデータによると、2月は春節の影響により、消費者物価指数(CPI)は前月比で1.0%上昇し、前年同月比で1.3%上昇した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比で1.8%上昇した。国際的なコモディティ価格の上昇や、国内の一部業種における需要の急増、マクロ政策の効果が持続的に現れていることなどを受け、生産者物価指数(PPI)は前月比で0.4%上昇し、前年同月比では0.9%の下落となったが、下落幅は引き続き縮小している。

一、CPIの上昇幅拡大

前月比で見ると、全国のCPI上昇率は前月の0.2%から1.0%へと拡大し、過去2年間で最高となった。主に春節休暇が長かったことにより消費需要が集中して放出され、サービス価格の上昇が顕著で、季節的水準を上回ったことによる。サービス価格は1.1%上昇し、上昇幅は前月より0.9ポイント拡大し、CPIの前月比上昇に約0.54ポイント寄与した。サービス分野では、航空券、交通手段のレンタル、旅行代理店の料金、ホテル宿泊費がそれぞれ31.1%、24.7%、15.8%、7.3%上昇し、この4項目でCPIの前月比上昇に約0.32ポイント寄与し、全体の3割超を占めた。また、ペットサービス、車両修理・メンテナンス、家政サービスはそれぞれ12.0%、11.6%、3.1%上昇し、映画・公演チケットおよび外食価格はそれぞれ9.9%、1.1%上昇し、この5項目でCPIの前月比上昇に約0.18ポイント寄与した。工業消費財価格は0.4%上昇し、上昇幅は前月より0.1ポイント拡大した。国際金価格の上昇の影響で国内の金製品価格は6.2%上昇し、地政学的リスクによるエネルギー価格上昇の波及でガソリン価格は3.1%上昇し、この2項目でCPIの前月比上昇に約0.12ポイント寄与した。食品価格は前月の横ばいから1.9%の上昇に転じたが、上昇幅は依然として季節的水準を下回り、CPI前月比上昇に約0.33ポイント寄与した。食品では、祝日期間の需要増加により、水産物、果物、豚肉価格がそれぞれ6.9%、4.0%、4.0%上昇し、羊肉、牛肉、卵、家禽肉は1.6%~2.2%の上昇となり、合計でCPI前月比上昇に約0.34ポイント寄与した。一方、生鮮野菜は供給が十分で、価格は0.1%下落した。

前年同月比で見ると、春節の時期のズレと消費需要の回復が重なり、CPI上昇率は前月の0.2%から1.3%へと拡大し、過去3年間で最高となった。サービス価格は1.6%上昇し、上昇幅は前月より1.5ポイント拡大し、CPIの前年比上昇に約0.75ポイント寄与した。サービス分野では、航空券、交通手段レンタル、旅行代理店料金、ホテル宿泊費は前月の下落から、それぞれ29.1%、19.8%、12.5%、5.4%の上昇に転じた。ペットサービス、車両修理・メンテナンス、家政サービス、デリバリー飲食はそれぞれ13.0%、12.0%、6.3%、5.6%上昇した。一方、映画・公演チケットは1.1%下落し、賃貸住宅はオフシーズンに入り、家賃は0.6%下落した。工業消費財価格は1.1%上昇し、上昇幅は前月より0.2ポイント拡大した。中でも金製品価格は76.6%上昇したが、上昇幅はやや縮小した。家庭用機器、日用品、衣料品はそれぞれ5.3%、2.6%、2.0%上昇した。一方、ガソリン価格は9.8%下落し、自動車価格は1.2%下落した。食品価格は前月の0.7%下落から1.7%上昇に転じ、CPI前年比上昇に約0.30ポイント寄与した。食品のうち、生鮮野菜、牛肉、羊肉、果物は5.9%~10.9%の上昇となり、いずれも前月より上昇幅が拡大し、合計でCPI前年比上昇に約0.41ポイント寄与した。一方、豚肉と卵はそれぞれ8.6%、3.0%下落したが、下落幅は前月より縮小し、合計でCPI前年比を約0.18ポイント押し下げた。

二、PPIは前月比で上昇、前年比の下落幅は引き続き縮小

前月比で見ると、全国のPPIは0.4%上昇し、上昇率は前月と同じで、5か月連続の上昇となった。今月のPPIの前月比動向の主な特徴は以下の通りである。

第一に、国際的な非鉄金属および原油価格の上昇が、国内関連業種の価格上昇を押し上げた。非鉄金属鉱採掘・選鉱業および非鉄金属製錬・圧延加工業の価格は、それぞれ前月比7.1%、4.6%上昇した。中でも、銀製錬、金製錬、アルミ製錬、銅製錬の価格はそれぞれ16.9%、8.4%、4.2%、3.7%上昇した。石油・天然ガス採掘業、石油精製製品製造業、有機化学原料製造業の価格はそれぞれ5.1%、0.7%、1.3%上昇した。また、コスト上昇などの影響により、電気機械・機器製造業の価格は1.2%上昇し、そのうち電線・ケーブル

ル製造価格は 2.3%上昇した。

第二に、計算能力(算力)の増強により一部業種の需要が拡大し、価格上昇につながった。コンピュータ・通信およびその他電子機器製造業の価格は前月比 0.6%上昇した。中でも、半導体用電子材料、外部記憶装置およびその部品、集積回路の封止・試験関連製品の価格はそれぞれ 2.8%、1.2%、1.1%上昇した。

前年同月比で見ると、全国の PPI は 0.9%下落したが、下落幅は前月より 0.5 ポイント縮小し、3 か月連続で縮小している。国内のマクロ政策の総合効果が持続的に現れ、一部業種では価格動向に前向きな変化が見られる。

第一に、近代的産業体系の構築が加速し、関連業種の価格が前年比で上昇した。「AI+」の発展が著しく、電子部品および電子専用材料製造の価格は 4.9%上昇し、制御用マイクロモーターは 1.6%上昇、サービス消費ロボット製造は 0.7%上昇した。また、グリーン転換の推進により、バイオマス燃料加工価格は 3.2%上昇し、環境保護専用設備製造は 0.6%上昇した。さらに、高度装備分野も力強い成長を示し、航空機製造は 7.7%上昇、船舶および関連設備製造は 0.5%上昇、積層造形(3D プリント)設備製造は 0.3%上昇した。

第二に、市場競争の秩序が継続的に改善され、一部業種の価格は前年比で安定・回復した。重点業種における生産能力の調整および過度な競争(いわゆる“内巻き競争”)の是正が効果を発揮し、太陽光発電設備および部品製造の価格は 3.2%上昇し、上昇幅は前月より 2.7 ポイント拡大した。リチウムイオン電池製造の価格は、前月の 1.1%下落から 0.2%上昇に転じ、33 か月連続の前年比下落後、初めての上昇となった。また、石炭採掘・洗炭業、セメント製造、新エネルギー車完成車製造、鉄鋼(黒色金属)製錬・圧延加工業の価格下落幅はいずれも前月よりそれぞれ 2.8 ポイント、1.5 ポイント、0.5 ポイント、0.3 ポイント縮小した。

輸出と輸入

中国税関総署が 3 月 10 日に発表したデータによると、今年最初の 2 か月間における中国の貨物貿易の輸出入総額は 7 兆 7,300 億元となり、前年同期比で 18.3%増加した。このうち、輸出は 4 兆 6,200 億元で 19.2%増、輸入は 3 兆 1,100 億元で 17.1%増となった。

分析関係者は、最初の 2 か月における中国の対外貿易は全体として安定の中で前進する傾向を維持し、強靱性と活力が一段と顕在化していると指摘している。今年に入り、各地域・各部門が主体的に取り組み、前倒しで施策を実施するとともに、多くの外資企業が受注の安定確保や市場開拓に積極的に取り組み、中国の対外貿易は良好なスタートを切った。

具体的に見ると、輸出は引き続き「新分野」へのシフトが進んでいる。最初の 2 か月で、高技術・高付加価値の機電製品の輸出は 2 兆 8,900 億元となり、前年同期比 24.3%増加した。また、労働集約型製品と農産品の輸出もそれぞれ 15.6%、9.7%増加した。

過去最長となる春節休暇中の旺盛な消費が、輸入需要の継続的な拡大をけん引した。最初の 2 か月で、機電製品の輸入は 1 兆 2,100 億元となり、前年同期比 21.3%増加した。また、鉄鉱石は 2 億 1,000 万トンで 10%増、原油は 9,693 万トンで 15.8%増となった。

各種政策の効果が加速的に発現し、民営企業の活力が効果的に引き出されている。最初の 2 か月で、民営企業の輸出入額は 4 兆 5,100 億元となり、前年同期比 22.8%増加した。同期間において、外資系企業および国有企業の輸出入もそれぞれ 15.3%、7.4%増加した。

多角化の進展が対外貿易の強靱性を高めている。最初の 2 か月で、対米貿易が前年同期比 16.9%減少する一方、EU との輸出入は 9,989 億 4,000 万円で 19.9%増加した。また、「一帯一路」共同建設国との輸出入は合計 4 兆 200 億元で前年同期比 20%増となり、そのうち ASEAN との輸出入は 1 兆 2,400 億元で 20.3%増加した。

国家統計局が3月4日による発表したデータによると、2月は春節休暇などの影響により、製造業購買担当者指数(PMI)は49.0%となり、前月より0.3ポイント低下した。非製造業のビジネス活動指数は49.5%で、前月より0.1ポイント上昇した。総合PMI産出指数は49.5%で、前月より0.3ポイント低下した。

一、製造業 PMI はやや低下

2月の製造業 PMI は49.0%で、景況感は前月より低下した。過去のデータを見ると、春節のある月には PMI が変動することが多く、とりわけ今年は春節休暇が延長され、かつ2月の中旬から下旬に集中したため、企業の生産・経営活動に一定の影響が生じ、製造業の市場活動は全体としてやや低下した。

(一) 生産・需要ともに減速

生産指数と新規受注指数はそれぞれ49.6%、48.6%となり、前月よりそれぞれ1.0ポイント、0.6ポイント低下し、製造業の生産および需要はやや後退した。業種別では、農副食品加工やコンピュータ通信・電子設備などの業種では、生産指数・新規受注指数ともに基準値(50)を上回り、拡張傾向を維持している。一方、繊維・衣料、自動車などの業種では両指数とも引き続き基準値を下回り、市場の活発さは弱い。

(二) 大企業は引き続き拡張

大企業の PMI は51.5%で、前月より1.2ポイント上昇し、生産・経営は拡張を維持した。一方、中小企業は春節の影響を大きく受け、それぞれ47.5%、44.8%となり、前月より1.2ポイント、2.6ポイント低下し、景況感は悪化した。

(三) ハイテク製造業の成長動力は継続

ハイテク製造業の PMI は51.5%で、引き続き拡張領域にあり、製造業全体を大きく上回る水準となり、関連業種の良好な成長が続いている。消費財産業の PMI は48.8%で、前月より0.5ポイント上昇し、景況感は回復した。一方、装備製造業および高エネルギー消費産業の PMI はそれぞれ49.8%、47.8%で、前月より0.3ポイント、0.1ポイント低下し、景況感はやや後退した。

(四) 企業の先行き期待は改善

生産経営活動の期待指数は53.2%で、前月より0.6ポイント上昇し、春節後の市場に対する企業の信頼感が高まった。業種別では、一般機械、鉄道・船舶・航空宇宙設備などの業種で期待指数が56%以上の高水準にあり、企業は短期的な業界の発展に対してより楽観的である。

二、非製造業のビジネス活動指数は小幅上昇

2月の非製造業ビジネス活動指数は49.5%で、前月より0.1ポイント上昇し、全体の景況感はやや改善した。

(一) サービス業は回復

サービス業のビジネス活動指数は49.7%で、前月より0.2ポイント上昇した。業種別では、春節の影響により人の移動や消費関連業種の業務量が増加し、宿泊、飲食、文化・スポーツ・娯楽などの業種は60%以上の高水準となった。小売や航空輸送も52%以上に上昇した。一方、資本市場サービスや不動産などの業種は低水準にとどまり、市場の活発さは弱い。市場の期待を見ると、サービス業の業務活動期待指数は55.8%で高水準を維持しており、企業は当面の市場動向に対して楽観的である。

(二) 建設業は低下

春節に伴う従業員の帰省や一部工事の停止などの影響により、建設業のビジネス活動指数は48.2%と前月より0.6ポイント低下し、景況感は引き続き悪化した。ただし、建設業の業務活動期待指数は50.9%と前月より1.1ポイント上昇し、再び基準値を上回り、将来に対する信頼感は回復しつつある。

三、総合 PMI 産出指数は低下

2月の総合 PMI 産出指数は49.5%で、前月より0.3ポイント低下し、企業の生産・経営活動全体が前月よりやや減速したことを示している。なお、この指数を構成する製造業の生産指数と非製造業のビジネス活動指数は、それぞれ49.6%、49.5%であった。

「市場監督管理行政処罰事件違法所得認定弁法」の要点と企業のコンプライアンス対応

1. はじめに

市場監督管理をめぐる行政処罰の「違法所得」認定基準を統一し、その適用の規範化を図ることを目的として、国家市場監督管理総局は 2025 年 12 月 23 日、「市場監督管理行政処罰事件違法所得認定弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、2026 年 3 月 20 日より施行されることとなった。弁法は、行政処罰法の中核的な付随規定として構築されており、違法行為に対する経済的な制裁の計算方法を明確にただけでなく、企業の内部財務管理とコンプライアンス管理に対し、直接的かつ具体的な要求を示している。その重要な規定内容を理解し、潜在的风险を評価した上でその結果に応じた社内制度の整備を行うことは、各企業のリスク管理とコンプライアンス体制構築における喫緊の課題である。そこで本稿では、弁法の主要な内容と企業コンプライアンスへの影響について論ずる。

2. 違法所得認定の原則―「全収入」から「純利益」へ

市場監督管理の各分野における違法所得認定の実務は、これまで長きにわたり「全収入説」と「純利益説」が併存していたが、弁法の公布により、「純利益原則」が確立されることとなった。

(1) 違法所得の定義と直接因果関係の原則

弁法 3 条は、「違法所得」を「違法行為の実行により得られた金銭」と定義し、「当事者が実行した違法行為との間における直接的な関連性」を要件として明確に定めた。こうして「直接的な因果関係の原則」が確立されたことにより、当事者の違法行為とは関連しない適法的な収入が法執行機関により没収されることを防止し、処罰の精度の向上が図られる。

(2) 合法必要支出控除原則の 確立と具体化

弁法 4 条、5 条は、当事者が「商品の生産に直接使用した原材料の購入代金、販売し又は役務において使用した商品の購入代金などの適法かつ必要な支出」については、違法所得の認定に際して控除が認められる「合法必要支出控除原則」を明確に定めた。この規定は、一部の違法行為に対する経済的な制裁を実質的に減額する効果をもたらすものであり、特に主観的過失が軽微で、侵害結果が小さい事案において「過失と罰則の均衡」が実現される。また、控除基準を統一したことで、従来の食品、広告、価格など各監督管理分野における「同様な事案でも処罰が異なる」という不均衡が解消され、法執行に対する公信力が向上した。

(3) 立証責任の分配

弁法 6 条は、支出控除に関する立証責任は、原則として当事者がその責任を負うことを明らかにした。企業は、指定された期限までに、真実かつ完全な財務証憑、契約書、帳簿などの証拠を提出しなければならず、その提出がない場合やその他の支出と混同し区別が困難な場合は、支出の控除が行われない。これは間違いなく、財務規範と文書管理において企業に対し高度な対応を要求するものであり、企業は、必要時に効果的な立証が可能となるよう、コスト計算の明確化と記録の追跡可能性を確保する必要がある。

3. 特殊な行為と困難な事情に対する明確な規制

弁法は、数類型の特殊な違法行為と長期にわたる法執行上の難点について、差別化及び明確化された処理規則を定め、「寛大な処置と厳格な規制の調和」を図った。

(1) 特殊な違法行為 3 類型に係る計算方法

「代金の過剰徴収・過少支払」を行う価格違法 行為については、その差額を直接違法所得として計算 する（7 条）。「人を勧誘し入会金を詐取する方式の連鎖販売取引（マルチ商法）」については、「当該連鎖取引の実行により得られた全収入」に基づいてその違法所得を計算し、いかなる控除も認めないという厳格な対応がなされる（8 条）。また、違法行為に対する場所や技術支援などの便宜を提供提供した場合にも、「全収入」に基づいて違法所得を計算し、製助行為により利益を得ながら責任を逃れるという「抜け道」を封じた（9 条）。

(2) 返還・賠償に係る金銭に対する革新的な処理

弁法 11 条は「民事賠償優先」の原則に従い、法に基づいて消費者への返還・賠償を行った金銭については、その没収を行わないものと定めた。これにより、企業の自主的な是正と速やかな市場秩序の回復が期待される。ただし、企業が返還・賠償を先行させることで制裁を不当に回避することを防ぐため、当該金銭は依然として違法所得の総額に計上され、過料の算出基準や情状酌量の判断材料となる点に留意する必要がある。

(3) 違法所得が不明な場合における実務的な解決

実務においては、違法所得の正確な計算が困難なケースが想定される。これを受け、弁法 14 条は、十分な調査によっても算出できない場合には、違法所得を計算しないものとするが、過料の金額を確定する際に重要な要素として考慮しなければならないと定めた。また、計算を行わないとする決定には、市場監督管理機関の主要責任者への報告とその承認が必要とされており、法執行の効率を確保すると同時に、内部手続による規制を通じて裁量権の濫用を防止する措置が講じられた。

(4) 立法の空白と不処罰との整合

同一の法律において、違法所得没収の定めがある罰則とその定めがない罰則が併存する状況について、弁法 13 条は、個別法の規定を尊重し、没収の定めがない規定については一般に、その計算を不要とすることを明らかにした。また、法により行政処罰に処されない軽微な事案については、弁法 15 条が、違法所得の没収を行わない一方で、法に基づいて返還・賠償を行う民事責任までは免除しないものと定めた。これにより、行政の謙抑性と民事上の権利保護との均衡が図られている。

4. 企業のコンプライアンス対応への提言

弁法の施行は、企業のコンプライアンス体制にとって明確な課題であると同時に、内部管理体制を刷新する契機でもある。企業は、弁法の要請を社内管理基準に主体的に取り込み、次の諸点において体系的な対応を行うことが求められる。

第 1 に、財務規範と文書管理の抜本的な改善である。業務別、製品別、ロット別に詳細なコスト計算体系を確立・整備し、あらゆる収入について、それに対応する直接コストを明らかにすることが重要である。調達、生産、販売の各段階における契約書、請求書、領収書、物流伝票、銀行取引明細などの原始証憑を規範的に管理し、長期にわたり適切に保存しなければならない。これにより、調査を受けた際に、違法行為に関連しない「適法かつ必要な支出」を迅速かつ正確に特定し、有効な立証が可能となる体制を構築しておく必要がある。

第 2 に、行政調査へ迅速に対応するための社内体制の構築である。事前準備として、法務、財務、業務各部門の責任者からなる横断的な対応チームを社内に編成し、緊急対応マニュアルを策定しておく必要がある。調査通知を受領した後は、専門家の助言に基づき事実関係を速やかに整理するとともに、弁法の定めに従って指定の期限までに証拠書類の準備を行うことが必要となる。また、弁法に認められた権利を積極的に活用することも重要である。例えば、規定の範囲外であっても実質的に「適法かつ必要な支出」に該当すると判断される場合は、法執行機関に対し、合理的な根拠と証拠をもって積極的な申立てを行うことが望まれる。

第 3 に、主要な事業部門に対する専門的なコンプライアンス研修の強化である。特に、営業、販売、価格設定などを担う部署においては、価格違反や連鎖販売取引に類する行為が招く重大な結果（総売上高が違法所得として算入され、控除が認められないリスク）を十分に認識させ、業績追求のために規定を逸脱することがないように徹底しなければならない。また、広告宣伝、製品品質、規格認証などリスクが発生しやすい分野における日常的なコンプライアンス審査も強化し、違法行為の発生を未然に防止することが不可欠である。

最後に、グループ企業間取引及び管理体制の再検討である。企業グループ内では、各傘下会社の財務・人事・業務・資産における独立性を確保し、法人格の混同を避けなければならない。関連当事者間取引については、市場公正の原則を厳格に遵守し、適正な意思決定手続を履行するとともに、価格決定の根拠資料と取引記録を完全に保存しなければならない。これにより、取引の不透明さを理由に不当な利益移転と認定される事態を防止し、予期せぬコンプライアンスリスクを回避するよう注意が必要となる。

5. おわりに

弁法の公布は、単なる技術的な計算規則の統一にとどまらず、市場監督管理の理念が「大まかな懲戒」から「精密な統治」へと転換したことを示している。「純利益原則」の確立、控除規則の具体化、立証責任の適正化などは、違法行為の取締りと企業の合法的な権利・利益の保護とのバランスが最適化されるよう模索した結果であるといえる。企業は、持続的な発展を遂げるため、単に処罰へ受動的に対応するのではなく、能動的なコンプライアンス経営を実践することが求められる。

情報提供: 金杜法律事務所

会計・税務情報

増値税法施行後における増値税優遇政策の経過措置事項について

「中華人民共和国増値税法」及びその実施条例の正式な施行に伴い、2026年1月30日に、財政部と国家税務総局は共同で「増値税法施行後における増値税優遇政策の経過措置事項に関する公告」(財政部 税務総局公告 2026年第10号、以下「10号公告」という)を発表しました。10号公告は「重要な優遇措置の継続、移行ルールの規範化、徴収・管理基準の統一」を核心目標とし、政策の執行基準と有効期間を明確に規定しました。主な内容は以下の通りです。

一、増値税の課税最低ライン

増値税法では小規模納税者が行う課税取引の売上高が課税最低ラインに達しない場合は増値税を免除すると規定した。10号公告では、2026年1月1日から2027年12月31日までの間、小規模納税者が課税取引を行う際に適用される、課税最低ラインは以下の通りとした。

- ・期間納税の場合、月間売上高 10 万元(四半期売上高 30 万元)
- ・都度納税の場合、一回(1日)あたりの売上高 1,000 元

1日のうちに複数回の課税取引が発生した場合は、当日売上高の合算額に対して課税最低ラインを適用する。

二、増値税の免除項目

10号公告では、2025年12月31日以前に制定・公布された文書に規定されている増値税免税政策を整理、分類し、免税項目の具体的な実施基準を明確にした。

- ・長期有効免税項目(2026年1月1日から):

農業生産者による自家生産農産物の販売、医療機関が提供する医療サービス、学校が提供する学歴教育サービス、保育所・幼稚園が提供する託児サービス、農業用生産用地、個人が金融商品の譲渡により取得した収益、香港市場の投資家(法人及び個人を含む)が株式・ファンドの売買により取得した収益など計 21 項目が列挙されている。

- ・期限付き免税項目(2026年1月1日から2027年12月31日まで):

農業生産資材、技術譲渡・技術開発、およびこれらに関連する技術コンサルティング・技術サービス、国際貨物運送代理サービス、企業グループによる一括借入・返済による利息収入、金融機関間の取引による利息収入など、計 26 項目が列挙されている。

三、簡易課税方式の適用項目

10号公告では、一般納税者が簡易課税方式を適用して3%または5%の徴収率で増値税を徴収する規定を留保しており、その大部分の条項の適用期限を2027年12月31日と定めている。

5%の徴収率は、主に一般納税者に対して、営業税から増値税への移行改革された2016年4月30日以前の既存項目に適用される。具体的には以下の業務が含まれる:2016年4月30日以前に締結された不動産ファイナンスリース契約または2016年4月30日以前に取得した不動産を用いて提供されるファイナンスリースサービス、2016年4月30日以前に着工した一級・二級道路および橋梁・水門における通行料の徴収、2016年4月30日以前に取得した不動産の賃貸・売却、2016年4月30日以前に取得した土地使用権の譲渡、不動産開発企業による自社開発の既存不動産の販売・賃貸。更に、一部の特定業務については3%より低い徴収率(2%、1.5%、1%)を

適用して増値税を計算する。

また、10号公告の規定によると、一般納税者が人材派遣サービスを提供する場合、及び2026年以降開始の新規甲供工事プロジェクトについては、簡易課税方式の適用が停止される。

四、その他規定

10号公告では、差額課税方式の適用範囲を列挙しており、関連する優遇措置の実施期間は2026年1月1日から2027年12月31日までと定めている。また、納税者が税込売上高から関連代金を控除する際に必要となる発票発行に関する具体的な規定を明確化している。

10号公告は2026年1月1日より施行される。10号公告と増値税法及び増値税実施条例、「個人による住宅販売に関する増値税政策の公告」(財政部 税務総局公告 2025年第17号)を除き、2025年12月31日以前に制定・公布された中国国内の増値税優遇政策は同時に廃止される。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 610 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com